

日本労働年鑑 第59集 1989年版  
The Labour Year Book of Japan 1989

第四部 労働組合と政治・社会運動

I 社会保障闘争

2 年金改定についてのとりくみ

厚生年金基金制度の改定に関する「厚生年金保険法の一部を改正する法律案」は、八八年三月二五日に国会に提出され、四月二八日に衆議院で可決、五月一八日に参議院で可決・成立した。改定の内容は、年金給付の充実に関する事項として(1)年金給付の努力目標水準(老齢厚生年金に相当する額に二・七を乗じてえた額に相当する水準に達するよう努める)、(2)中途脱退者に係る年金給付の通算制度の改善、(3)解散基金加入員に係る年金給付の通算制度の創設、(4)年金給付の確保事業、また厚生年金基金の普及に関する事項として、(1)業務の共同処理、(2)年金数理などが盛り込まれている。

改正案にたいし、日経連はおおむね評価できるという意見であり、労働組合代表の「連合」は、基金積立金の自家運用についての要求は外されたが、その他はおおむね評価できるという意見であった。とくに改悪になる問題点はないということから、原案どおり全会一致で可決成立し、五月二四日公布、一部を除いて九月一日から施行された。

八九年の年金の財政再計算期をひかえ、厚生大臣の諮問機関である年金審議会は、八七年九月から審議を重ねてきたが、八八年八月に改正の検討項目を八点にしぼり、一一月に意見書を厚生大臣に提出することにした。この間、鉄道共済年金問題懇談会は一〇月七日、制度の財政立直しについて意見書を政府に提出、これを受けて政府は大蔵省・厚生省・運輸省の三省を中心に対策の協議に入ったが、鉄道共済年金のみならず、日本たばこ産業共済年金も単年度収支では赤字に転落、財政支援を必要とすることが明らかになった。鉄道共済年金問題懇談会の報告について、連合、総評はただちに共済年金への厚生年金援用は「容認できない」と反対の見解を発表した。

一一月二九日、年金審議会がまとめ、厚生大臣に提出した「国民年金・厚生年金保険制度改正に関する意見書」は、(1)保険料を段階的に引き上げる、(2)厚生年金の支給開始年齢を経過措置を設けて六五歳に引き上げる、(3)被用者年金の一元化について、「同一給付・同一保険料率による新たな単一の被用者年金制度」を創設する、(4)国民年金の基礎年金に上乘せする二階部分として地域型国民年金基金・職能型国民年金基金を創設する、(5)二〇歳以上の学生に国民年金を強制適用する、などが大きな柱になっている。支給開始年齢の六五歳への引き上げに反対する労働者側委員の意見は、「六〇歳定年制もまだ十分に定着していない現段階で結論を出すのは時期尚早であり、雇用環境の整備が先決であることから反対であるとの意見があった」という少数意見として併記されるにとどまっている。

この意見書を受けて政府は改正案要綱をまとめ、八八年度補正予算案、八九年度予算案を作成するとともに、関係各審議会に諮問することになるので、年金改定をめぐるたたかいは、八九年に引きつがれることになる。

日本労働年鑑 第59集

発行 1989年6月26日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2000年2月22日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑第59集【目次】 次のページ→ ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---